

東尾張地区社会人リーグ運営要項

第1条 登録選手

- (1) (公益財団法人)日本サッカー協会に登録された選手に限る。
- (2) 登録選手数は制限しない。
- (3) (公益財団法人)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。ただし、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることが出来る。第1種・シニアの年代の選手は適用対象外とする。但し、2種登録選手は3名までエントリーを認め、3名が出場できる。

第2条 選手の追加登録・抹消、及び移籍

- (1) 選手の追加登録・抹消、及び移籍をする場合は、試合の2週間前までにWEBでの登録処理、登録料の振込を完了すること。
- (2) 選手の追加登録・抹消、及び移籍の申請は、10月末日で締め切る。
(昇格トーナメント出場には、10月末までの日付の入った選手証が必要)

第3条 運営要項の違反

- (1) 東尾張地区社会人リーグ運営要項に著しく違反した場合、そのチームを除籍し、対戦成績を白紙とする。

第4条 試合時間

- (1) 前半30分－ハーフタイム5分－後半30分とする。
- (2) 試合開始時間を厳守すること。

第5条 選手交代

- (1) 7名登録。交代5名まで可能。(キーパー含む)
- (2) 開始時間に7人未満のチームは棄権扱いとし、敗者とする。
 - ・7人で試合成立
 - ・スコアは0-3とする。

第6条 会場準備、及び会場整備

- (1) 第1試合の両チームでグラウンドの準備を行う。(試合時間厳守)
- (2) 最終試合の両チームでグラウンド整備、会場の清掃を行う。

第7条 順位決定

- (1) 勝点法 勝:3点 分:1点 負:0点
- (2) 得失点法 ①得点－失点
 ②得点÷失点
- (3) 勝率法 勝試合÷総試合数
- (4) 対戦成績法
- (5) 抽選法

第8条 審判

- (1) 別紙、審判要項に準ずる。

第9条 当番

- (1) グラウンド管理事務所で受付、使用終了の報告
- (2) グラウンド準備、グラウンド整備を該当チームに実施させる。
- (3) 試合時間の管理
- (4) 審判証、レフェリーダイアリーの確認
- (5) 会場清掃の確認
- (6) 試合結果、警告者、退場者、その他報告書に記入し、当日中に担当にFAX送信する。

第10条 競技者

- (1) ユニフォームについては、別紙日本サッカー協会「ユニフォーム規定」に準ずる。
- (2) すね当ての着用を義務付ける。
- (3) ピアス、時計、プレスレット等貴金属を着用しての試合出場は不可とする。
- (4) 上記に該当する競技者は主審の判断により試合に出場できないこととする。

第11条 警告者、退場者の扱い(日本サッカー協会「基本規定」に準ずる。)

- (1) イエローカード累積2枚(1チームの試合数が9試合以下)で次の1試合には出場できない。
(10試合以上の場合は、累積3枚)
- (2) 退場者は最低次の1試合に出場できない。
- (3) 退場者の処分は、東尾張地区リーグ実行委員会により裁定する。

第12条 棄権の扱い

- (1) 棄権となる条件
 - ① 試合の棄権(7人未満の場合を含む)
 - ② 審判棄権(審判規約不正も含む)
 - ③ 審判の意に反して試合を放棄した場合
 - ④ 当番を放棄した場合
 - ⑤ 審判不正(服装、態度 等)
 - ・スリッパを履いて審判する
 - ・携帯電話しながら審判する 等
- (2) 上記1度でも棄権行為があった場合は、成績を最下位とする。
- (3) 原則として3度棄権があった場合、次年度除籍する。
- (4) 特別な理由があった場合、東尾張地区リーグ実行委員会により裁定する。

第13条 リーグ入替規定

- (1) 1部下位2チームが2部上位2チームと自動入替を原則とする。
- (2) 愛知県2部リーグから降格があった場合、翌年度の1部チーム構成は、降格のチームを加えたチーム数とし、翌年度末に1部・2部のチーム数を合わせるよう、2部降格のチーム数を調整する。
例) H26年度 県2部:1チーム 1部:10チーム 2部:7チーム
H27年度 県2部1チームが降格したとして
1部:11チーム 2部:7チーム とする。
H28年度 1部下位0チーム降格 2部上位2チーム昇格
1部:10チーム 2部:5チーム とする。
- (3) 愛知県2部リーグへの昇格があった場合、1部下位1チームと2部上位2チームの入れ替えとする。
- (4) 愛知県2部リーグ挑戦トーナメント出場チームは、1部の上位チームより順次出場資格を与える。
- (5) その他、脱会チームがあった場合等、チーム数の変更が生じた場合の措置は東尾張地区リーグ実行委員会にて決定する。

第14条 その他リーグ運営にあたる細則については、その都度東尾張地区リーグ実行委員会にて決定する。